

- 一、千本はこの事。
- 一、さしざほの事。
- 一、てんのあみにてひばり取事。
- 一、あみにて諸鳥取事。
- 一、つなさし候事。

右石川・河北兩郡堅御停止候。但、御判形にて被仰付候もの儀者、無異儀候。其外みだりに致殺生輩於有之者、可爲御成敗旨被仰出也。仍如件。

慶長十五年十二月十日

横山山城守
奥村伊豫守
篠原出羽守

五四 絹・布丈尺之儀御定

領内中絹布のたけは定之事

- 一、きぬのたけは京尺二丈五尺、はゞは大むかしのごとくたるべき事。
- 一、布のたけは京尺二丈八尺、はゞは如前々たるべき事。右定上、若たけはゞ尺に違候はゞ可爲曲事候。但、來七月

朔日より相定上、自然たけはゞ短を取あつかひ候もの有之者、急度可爲御成敗者也。

慶長三年六月三日

五五 雲雀捕獲停止之儀御定

法 度

右當地於近邊ひばり取候事、堅御停止候。若背此旨もの有之候者、可處罪科旨被仰出候者也。

慶長十三年二月七日

五六 城中火災に付諸道具届出之儀御觸

今夜とりおとし候城中諸道具ども、并かたなわきさし、其外何色によらずひろひ候もの、今明日中に指上可申候。急度ほうびせしむべく候。若かくし置においては、出次第一類可成敗候。又かくし置もの、儀申而出輩者、別而褒美せしむべき之條、可成其意者也。

慶長七年十一月朔日

御 判

高 札

- 一、今度取ちらし候城中諸道具、かくし置置之儀存知候もの、多少によらずひそかに可申上候。其品に隨ひ、ほうびとして或は知行を遺、或金銀を可遺候。縦ちいん(知悉)懇切之間に候とも、此度之儀於申出者可爲忠節事。

一、諸道具ひろひ候もの、所より上候はゞ、彌神妙之儀に候條、右之ごとく其品に隨ひ可褒美事。

右如此之上、かくし置もの有之者、後日聞出次第、一類可處成敗者也。

慶長七年十一月七日

五七 ちゞみ銀子通用之儀御觸

定

分國中諸商賈之事、此已前如有來、ちゞみ之銀子にて可令取沙汰、自然はいふきに相渡者、其時之相場次第歩を入請取渡可致之。若背此旨輩於有之者、可處曲言者也。

慶長九年閏八月七日

御 判

五八 煙草停止之儀御定

- 一、御分國たばこかたく被成御停止畢。若みだりに取扱候もの於有之は、可被處罪科旨被仰出者也。

慶長十六年六月初日

五九 他國者に宿貸候儀及脇指等之儀御定

法 度

一、於御當地、或他國もの、或主なしのもの宿かり之儀、當時兩下代之切手次第借(貸)可申候。本町之外脇々に宿かし候儀、堅御停止候。若穢に宿を借し候もの於有之者可申上候。則其もの、家・屋敷并家財共に訴人に可被下事。

一、御家中刀之事、侍・小者によらず、柄・さやかけて三尺七寸、并脇指を柄さやかけて二尺五寸に御定候。此外長く致もの有之者、可爲曲言事。

一、をどり並辻すまふ、是又御停止候。自然他國よりかぶきをどりなど相越候共、一切宿かし候儀可爲曲言事。